

横浜町地域防災計画(原子力編)修正の概要

今般の修正は、平成23年に発生した東京電力(株)福島第一原子力発電所における原子力事故を契機とした国の原子力防災に関する体制の抜本的な見直しによる、原子力災害対策特別措置法、防災基本計画(原子力災害対策編)等の改訂内容と青森県地域防災計画原子力編の修正内容等を踏まえたものである。

今回の修正内容の主なもの

- 原子力発電所に係る原子力災害対策重点区域の拡大
- 運用上の介入レベル(OIL)の導入
- 広域避難への対応
- 原子力事故の初期段階における即応体制の確保
- 地震等複合災害への対応
- 災害の長期化への対応
- 災害時要援護者への対応

原子力発電所に係る原子力災害対策重点区域の拡大

第1章第6節原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲(P4)

予防的防護措置を準備する区域
(PAZ:Precautionary Action Zone)

急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域

原子力施設から概ね半径5kmを目安

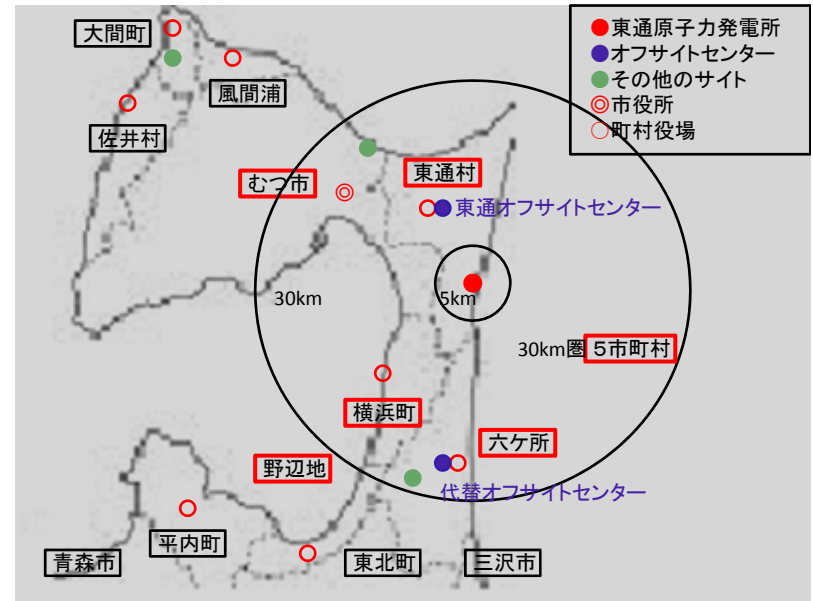
緊急時防護措置を準備する区域
(UPZ:Urgent Protective Zone)

確率的影響を最小限に抑えるため、緊急時防護措置を準備する区域

原子力施設から概ね半径30kmを目安

横浜町では、原子力災害対策指針に示された範囲であるUPZの半径30kmを基準とし、その範囲に含まれる集落を対象とした

東北電力㈱東通原子力発電所(半径 5, 30km 同心円)



- 東通オフサイトセンター : サイトから約11km
- 代替オフサイトセンター(六ヶ所オフサイトセンター) : サイトから約25km
- 県庁 : サイトから約68km

東通原子力発電所からの距離と市町村の人口・世帯数

(平成23年3月31日現在市町村調べ)

	市町村	行政区域内 人口(人)	5km圏内 人口(人)	30km圏内 人口(人)	備考
1	東通村	7,297	3,215	7,297	
2	むつ市	63,838	0	53,127	
3	六ヶ所村	11,217	0	7,506	
4	横浜町	5,135	0	5,135	
5	野辺地町	14,759	0	50	
	合計人口(人)	105,752	3,215	73,115	

原子力発電所に係る原子力災害対策重点区域の拡大

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域

施設区分	区分	地域
東通原子力発電所	緊急時防護措置を準備する区域(UPZ) 発電所を中心に概ね半径30km	雲雀平、烏帽子平、善知鳥、ちどり町、豊栄平、中吹越、吹越、百目木、幸町、松栄、向沢、向平、緑町、新丁、大町、浜町、新町、舘町、旭町、椀名木、塚名平、桧木、大豆田、鶏沢、有畑、浜田

運用上の介入レベル(OIL)の導入

原子力災害対策指針に基づき、運用上の介入レベル(OIL)の値と照らし合わせ、必要な防護措置を実施することとしています。

第3章緊急事態応急対策

第1章第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施(P4～P5)

	基準の種類	基準の概要	初期設定値			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線:40,000cpm (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線:13,000cpm【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、 卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種			1Bq/kg	10Bq/kg		
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg		

広域避難への対応

原子力災害対策重点区域の拡大に伴う、行政区域の枠を超えた広域避難について、国及び県の協力のもと避難計画の作成をすること、居住地以外の市町村に避難する住民への情報伝達をする仕組みを整備することについて記載。

第2章原子力災害事前対策

第7節 避難収容活動体制の整備

1. 避難計画の作成(P19～P20)

- 町は、国、県及び原子力事業所の協力のもと、屋内退避及び避難誘導のための計画を作成するものとする。
- 町は、PAZの住民避難が先行して行われるため、原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やOILに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、避難計画を策定するものとする。
- 避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は防護措置を重点的に実施すべき区域外とする。また、県及び町の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国及び県が中心となって都道府県との調整や市町村の間の調整を図るものとする。
- なお、地域コミュニティの維持に着目し、同一地域の住民の避難先は同一地域に確保するよう、努めるものとする。

7. 居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報伝達する仕組みの整備(P22)

- 町は、県の支援の下、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。

第3章緊急事態応急対策

第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動

3. 広域一時滞在(P49)

- 町は被災した場合、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、管轄する区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、県があらかじめ避難対象市町村と定めている受入先市町村との調整を行い、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。
- 町は、県に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難住民の受入能力(施設数、施設概要等)、広域一時滞在について助言を要請するものとする。
- 町は、避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

原子力事故の初期段階における即応体制の確保

原子力事故に迅速に対応するため、原災法に定める特定事象に至る可能性のある警戒事象発生時の通報があった場合及びモニタリングステーション・ポストで異常な水準の放射線量が検出された場合等に警戒体制を取ることとした。また、特定事象発生時の通報があった段階から災害対策本部を設置し対応することとし、初動対応の強化を図った。

第2章原子力災害事前対策

第6節 緊急事態応急体制の整備

1. 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備(P16～P17)

○ 警戒態勢をとるために必要な体制

町は、警戒事象発生時の通報を受けた場合に、原子力事業者からの情報収集等のために必要な体制を整備するものとする。また、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿(衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む)等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の非常参集体制の整備を図るものとする。また、事故対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備するものとする。

○ 対策拠点施設における立ち上げ準備体制

町は、特定事象発生時の通報を受けた場合、直ちに国及び県と協力して、対策拠点施設における立ち上げ準備を迅速に行えるよう、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。

○ 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

町は、国が現地事故対策連絡会議を対策拠点施設において開催する際、これに町の職員を迅速に派遣するため、原子力防災専門官等と協議してあらかじめ派遣職員を指定するとともに、対策拠点施設への派遣手段等を定めておくものとする。

2. 災害対策本部体制等の整備(P17)

○ 町は、原子力事業者から特定事象発生時の通報を受けた場合や内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合等に、町長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。また必要に応じて現地連絡本部についても同様の準備をあらかじめ行うものとする。

○ また、町は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制について、あらかじめ定めておくものとする。この際、意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。

地震等複合災害への対応

地震等の複合災害による、通信網・電力網の途絶への対応として伝送系の多ルート化、非常電源等の確保等について記載。要員、資機材等の不足を想定し、関係機関と連携を図ることを記載。

第2章原子力災害事前対策

第5節 情報の収集・連絡体制等の整備

3. 通信手段の確保(P15～P16)

- 町は、県及び国と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。

第6節 緊急事態応急体制の整備

11. 複合災害に備えた体制の整備(P19)

- 町は、国及び県と連携し、複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。
- また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

12. 人材及び防災資機材の確保等に係る連携(P19)

- 町は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、県及び原子力事業者と相互の連携を図るものとする。

第3章緊急事態応急対策

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

3. 一般回線が使用できない場合の対処(P37)

- 原子力規制委員会は、県、所在市町村、関係市町村及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとされている。
- 地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線ならびに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

災害の長期化への対応

事態が長期化した場合に備え、動員体制をあらかじめ整備しておくこと、庁舎が移転した場合の業務継続性の確保を図ることについて記載。緊急避難完了後、国の原子力被災者生活支援チームと連携することについて記載。

第2章原子力災害事前対策

第6節 緊急事態応急体制の整備

4. 長期化に備えた動員体制の整備(P18)

- 町は、国、県及び関係機関と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

第11節 行政機関の業務継続計画の策定(P25)

- 町は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、優先的に実施する業務や人員の確保等について定めた業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定等を行うものとする。
- また、県は、町が庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めるに当たって協力するものとされている。

第3章緊急事態応急対策

第3節 活動体制の確立

6. 原子力被災者生活支援チームとの連携(P45)

- 原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。
- 町は、緊急避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、避難区域等の設定・見直し(計画的避難の実施や一時立入業務を含む)、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

第12節 行政機関の業務継続に係る措置(P56)

- 町は、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先した上で退避を実施するものとする。
- 町は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退職先において継続して実施するものとする。

災害時要援護者への対応

災害時要援護者に関する情報の共有に努めること、医療機関、介護保険施設等が関係機関と連携し避難計画を作成すること、県内の施設では対処できない場合に国等へ受け入れ協力要請することを記載。

第2章原子力災害事前対策

第7節 避難収容活動体制の整備

3. 災害時要援護者等の避難誘導・移送体制等の整備(P21～P22)

- 町は、県の協力のもと、災害時要援護者及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。
 - ① 災害時要援護者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるものとする。
 - ② 災害時要援護者及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、情報伝達体制を整備するものとする。
 - ③ 避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。
- 町は、県の協力のもと、災害時要援護者及び一時滞在者の避難誘導を行う。また、平常時より、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら、災害時要援護者に関する情報の共有を図るとともに、必要に応じて避難誘導や搬送・受け入れ体制の整備を図るものとする。また、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については、十分配慮するものとする。
なお、町は、県の助言のもと、これらの検討を踏まえ、災害時要援護者避難支援計画等の整備に努めるものとする。
- 病院等医療機関の管理者は、県及び町と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成し、訓練の実施に努めるものとする。
- 介護保健施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県及び町と連携し、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成し、訓練の実施に努めるものとする。特に、入所者等の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図るものとする。

第3章緊急事態応急対策

第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動

5. 災害時要援護者等への配慮(P50)

- 町は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関しては、災害時要援護者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、災害時要援護者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。
- 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。
- 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。入所者又は利用者を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。